

第5期第22回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年4月24日(月) 午後4時00分から午後4時35分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第3会議室

3. 出席委員 ○(22名)

4. 欠席委員 △(3名)

1番	中澤 浩	○	11番	前田 良紀	△	21番	青木 茂美	○
2番	星 力	○	12番	平島 道弘	○	22番	紀藤 文秀	○
3番	佐田 正彦	○	13番	佐々木 保成	○	23番	宮田 広幸	○
4番	石崎 代里子	○	14番	上杉 俊光	○	24番	藤江 政利	○
5番	森山 幸治	○	15番	綱木 信照	○	25番	中島 勝美	○
6番	永田 寿明	○	16番	内海 卓	○			
7番	藤岡 健人	△	17番	柴田 文広	○			
8番	伊藤 正人	○	18番	池本 茂	○			
9番	貞廣 賢治	○	19番	佐々木 諭	○			
10番	土田 泰弘	○	20番	小野寺 眞一	△			

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 むかわ町農地転用届出事務処理要領第2条の規定による届出書の受理に関する件

第5 報告第3号 地区委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件

第7 報告第5号 人事異動の発令に関する件

第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第9 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第10 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件

第11 議案第4号 農地移動適正化あっせんに関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁一事務局長 鎌田 晃、主査 大捕 悠生

穂別支局一支局長 為田 雅弘、主査 藤野 真稔

7. 会議の概要

事務局 長	総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
会 長	【会長挨拶】
議 長	本日の出席委員は22名です。欠席は、7番・藤岡健人委員、12番・前田良紀委員、20番・小野寺眞一委員の3名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第5期第22回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。 それでは議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、22番・紀藤文秀委員、23番・宮田広幸委員の両名を指名したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	それでは、両名に決定いたしました。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告5件、議案4件の合わせて9件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 (異議なし)
議 長	異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。続いて、諸般の報告ですが、お手元の資料をもって説明に代えます。 日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主 査	【報告第1号、朗読及び説明】 1番、2番については、同地番内ですが、これまで●●〈農地所有適格法人〉が耕作していた農地の一部を●●さんが施設園芸及び畑作による規模拡大により賃借の変更をするため一度解約をしたものです、賃貸借の詳細については議案第1号で説明いたします。 3番については親子間で使用貸借をしていた当該農地について、第3者の規模拡大による賃貸を行うため解約をしたものです。こちらも新たな設定については議案第1号で説明いたします。
議 長	事務局の説明が終わりました。報告第1号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議 長	質問意見がありませんので、報告第1号は承認することに決定いたします。 日程第4 報告第2号「むかわ町農地転用届出事務処理要領第2条の規定による届出書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 主	査 査	【報告第 2 号、朗読及び説明】 本件のように、自ら農業のために建設する 2 0 0 ㎡未満の農業用施設への転用の場合は、転用許可は不要でございますが、本町の場合は、その転用が正しいものであるかどうか、事務処理要領を定め 2 0 0 ㎡未満の転用についても届出をしていただくこととしております。 今回の届出書の内容につきましては、事務局で内容を審査した結果、この転用が正当であると認められますので、4 月 5 日付けで受理通知書を交付しております。 なお、5 ページから 7 ページまで現況地目図・配置図等を添付しておりますのでご確認下さいますようよろしくお願いいたします。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第 2 号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第 2 号は承認することに決定いたします。 日程第 5 報告第 3 号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
主	査	【報告第 3 号、朗読及び説明】 4 月につきましては、議案に記載のとおり、4 月 1 2 日に川西地区委員会、4 月 1 0 日に穂別地区委員会を開催しております。 川西地区においては、あっせんの申し出 1 件について審議した結果、申し出内容・譲受候補者等いずれも適当と判定しております。 穂別地区においては、利用集積計画の利用権設定 1 件について審議した結果、いずれも適当と判定してございます。 なお、あっせんの申し出内容については 9 ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。以上でございます。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第 3 号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
主	査	質問意見がありませんので、報告第 3 号は承認することに決定いたします。 日程第 6 報告第 4 号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
議	長	【報告第 4 号、朗読及び説明】 1 1 ページから 1 7 ページまで申出書の写しを添付してございます。 それぞれ、平成 2 4 年に農地保有合理化事業の実施により所有権が農業公社に移転しておりますが、公社から耕作者への所有権移転について、集積計画の作成申出がありました。この申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内容につきましては、議案第 3 号にてご説明申し上げます。以上でございます。

議	長	事務局の説明が終わりました。報告第４号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
主	査	質問意見がありませんので、報告第４号は承認することに決定いたします。 日程第７ 報告第５号「人事異動の発令に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
議	長	【報告第５号、朗読及び説明】 議案に記載のとおり、平成２９年４月１日付けで成田忠則前局長、藤江伸前支局長がそれぞれ併任を解かれております。また、後任として鎌田晃事務局長、為田雅弘支局長としてそれぞれ発令されてございます。なお、為田支局長においては地域経済課長との併任発令となっておりますことを申し添えます。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。報告第５号について、質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、報告第５号は承認することに決定いたします。 日程第８ 議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第１号、朗読及び説明】 ８ページになります。 １番については、報告第１号で触れましたが、●●さんの経営規模拡大によりこれまで●●さんの伯父にあたる●●さんの農地を拡大し使用貸借を設定するものです。 花卉栽培の外、黒大豆を作付する計画となっております。 ２番、３番については、こちらも一部報告第１号で触れた農地ですが、●●さんの経営規模拡大により隣接する農地をそれぞれの所有者から賃貸借を設定するものです。 申請地では馬鈴薯を作付する計画となっております。 ４番については、設定人であります●●さんの相続に伴う所有権移転手続き完了に伴い、地域の担い手であります●●さんへ賃貸借する案件です。 ５番については、設定人であります●●さんが、高齢により作付け面積を減らしたいと、昨年春に隣地を賃貸借しております●●さんへ相談、併せて賃貸借される運びとなったものです。 以上５件、いずれの農地につきましても、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。 ２１ページから３０ページまで、図面、調査書を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。

議	長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
9	番	1 番から 3 番まで現地を確認してきましたので、報告します。 1 番については、●●さんは平成 26 年から当該地にて経営しており、経営規模拡大により、申請をされたものです。申請地では花卉栽培のほか、さらに黒大豆を作付する計画です。 2 番、3 番については、●●さんの経営規模拡大のため、●●さんと●●さんの隣接する農地を賃貸するものです。馬鈴薯を作付する計画となっております。 1 番から 3 番まで申請者の経営地は、適正かつ効率的に耕作されており、周辺農地への影響は認められず、規模を拡大しても同様と判断いたします。以上です。
3	番	4 番について現地を確認してきましたので、報告いたします。 借り手であります●●さんは、認定農業者であり、地域でも積極的に農業されております担い手です。 所有しております他の圃場も、適正かつ効率的に耕作されており、当該地についても同様に管理していただけるものと判断いたします。以上です。
1	番	5 番について現地を確認してきましたので、報告いたします。 賃貸の経緯につきましては、事務局からの説明があったとおりです。当該地については、適正に管理されてきておりますし、借り手であります●●さんの経営地につきましても、いづれも適正に耕作・管理されておりますので、賃貸後も、適切に管理されるものと判断いたします。また、南瓜などを作付ける計画とのことですので、周辺の農地への影響もないと判断いたします。以上です。
議	長	ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第 1 号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第 1 号は原案どおり決定いたします。 日程第 9 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に関する件」を議題いたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第 2 号、朗読及び説明】 31 ページになります。

主 査	1 番、3 番、4 番につきましてはそれぞれ農業用施設を建設する案件でございます。 申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可であります。本件は、例外許可事由である農振農用地区域の指定用途である農業用施設用地への転用であります。また、本件は申請者が営農上必要とする農業用施設を整備する計画でありますので、農地の区分と転用目的は特に問題ないと考えます。 2 番については、●●さんが自己住宅を建築する案件です。こちらも農用地区域内農地であります。農家住宅の建築は町農業振興地域整備計画の中で「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項」に位置付けられており、農地区分と転用目的は特に問題ないと考えます。 いずれも、面積・事業要件により北海道農業会議へ意見聴取は不要となります。 33 ページから 48 ページまで、それぞれの現況地目図・配置図・調査票等を添付しておりますので、ご確認いただきご審議ご決定くださいますようお願いいたします。
議 長	ただ今の説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
2 1 番	1 番、2 番について現地を確認してきましたので、報告いたします。 1 番は、新たに農業用倉庫を整備する計画です。申請地は、既存の施設と隣接する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められ、転用目的、転用面積等も、特に問題はないと判断します。
1 6 番	3 番について、生田地区案件ですが、地区担当委員が欠席により、現地確認の報告を受けておりますので、代わりに報告いたします。 本申請は、新たに農業用倉庫を整備する計画です。申請地は、既存の施設と隣接する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められ、転用目的、転用面積等も、特に問題はないと判断します。以上です。
2 3 番	4 番の現地を確認してきましたので、報告いたします。 申請地は、45 ページの図面でも判りますとおり、3 角地であり、周辺農地に与える影響はないものと認められます。また、46 ページの図面を見ますと、建設されます施設に対して、転用面積が大きく見えますが、下部の 3 角地部分は、傾斜地であり、耕作に向かず、既に原野化しておりました。建設予定時期が、耕作期と重複することから、建設の際は、近隣の農作業へ配慮し、下部の 3 角地を資材置き場とし、建設終了後は、農業用倉庫へ繋ぐ、ケーブルが縦断しますので、転用面積も、特に問題はないと判断しました。以上です。
議 長	ありがとうございました。これより審議に入ります。説明に対する質問意見はありますか。

(質問、意見なし)

議	長	質問意見がありませんので、議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第2号は原案どおり決定いたします。 日程第10 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第3号、所有権移転関係、朗読及び説明】 50ページから、所有権移転5件です。 これらについては、いずれも報告第4号でご報告申し上げた、農業公社の売渡によるものでございます。 続いて、57ページから利用権設定1件です。 【議案第3号、利用権設定関係、朗読及び説明】 こちらは、昨年9月に、出し手であります●●さんから、相続した農地を集積していただきたいと相談を受けていたのですが、この度、集積相手が決まりましたので、新たに利用権を設定するものです。 以上、所有権移転5件15筆、利用権設定1件3筆でございますが、この計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 所有権移転関係は52～56ページ、利用権設定関係は58ページに図面を添付しておりますので、ご確認のうえ、ご審議ご決定くださいますようお願いいたします。以上です。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。 (質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第3号は原案どおり決定いたします。 日程第11 議案第4号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。
主	査	【議案第4号、朗読及び説明】 60ページになります。 以上、1件について、61ページに図面を添付してございますので、ご確認のうえ、

主	査	ご審議ご 決定くださいますようよろしくお願いいたします。
議	長	事務局の説明が終わりました。説明に対する質問意見はありませんか。
		(質問、意見なし)
議	長	質問意見がありませんので、議案第４号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なし)
議	長	ご異議がないようですので、議案第４号は原案どおり決定いたします。 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の第２３回の総会の開催日は、５月１６日に召集いたしますので、よろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。